令和3年士幌町議会第1回臨時会

1 議事日程 令和3年1月15日(金曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 議案第1号 令和2年度士幌町一般会計補正予算

日程番号4 議案第2号 令和2年度士幌町国民健康保険事業、特別会計補正予算

日程番号 5 議案第 3 号 令和 2 年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員

1番 加藤 宏一 2番 河口 和吉 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵 6番 清水 秀雄 9番 中村 7番 牧野 圭司 8番 曽我 弘美 貢 10番 森本 真隆 11番 大野 明 12番 矢坂 賢哉 13番 秋間 紘一

- 3 欠席議員(0名)
- 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文

代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 髙木 康弘 総務企画課長 亀野 倫生 上野 清子 会計管理者 町民課長 藤内 和三 保健福祉課長 健康介護担当課長 三島 裕子 藤村 延 産業振興課長 西野 孝典 建設課長 増田 優治 建設課施設担当課長 田中 敏博 道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長 角田 淳二 特老施設長 佐藤 慶岩 土屋 仁志 消防課長 土屋 政勝 病院事務長

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 川口 久 教育課長 小野寺 務 給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した者

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

会議 の経 過

(午前10時00分)

秋間議長

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達していますので、これから令和3年第1回士幌町議会臨時 会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

10番、森本真隆議員及び11番、大野明議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間に決定しました。

これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告 により、ご了承願います。

次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、 随時閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号令和2年度士幌町一般会計補正予算を議題にします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

亀野総務 企画課長 総務企画課長、亀野より説明申し上げます。議案第1号令和2年度士幌町一般会計補正予算第8号、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,049,217千円に改めようとするものであります。それでは、歳出からご説明いたしますので、7ページをご覧願います。

3款1項1目社会福祉総務費では、士幌町国民健康保険病院おいて行政検査以外の新型コロナウイルスPCR検査の実施に伴い、12節、委託料に900千円を追加し、特定財源に疾病予防対策事業費等補助金270千円を充当いたします。次に、4款1項保健衛生費では、4款1項1目保健衛生総務費から2目予防費までは、新型コロナウイルス感染症に関わるワクチン接種について国から予防接種の実施主体である市町村に準備作業を

2

1

3

進める通知がございましたので、この体制確保に関わる予算措置を講じ るものでございます。それでは、1目保健衛生総務費では、ワクチン予 防接種に伴う、事務・注射補助員として施設報酬に会計年度任用職員1 名分413千円を追加し、ワクチン予防接種に伴う問い合わせなど専用に受 け付けるための電話機器増設に伴い11節、役務費に通話料20千円を追加 し、14節工事請負費に電話回線増設工事64千円を追加し、特定財源につ きましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金497千円を充当 いたします。次に2目予防費では、コロナワクチン予防接種に必要とな る消耗品について10節需用費66千円を追加し、12節委託料では本町が実 施する予防接種や検診の履歴等を管理する健康情報システムに新型コロ ナワクチンの接種記録等の機能等を追加するための改修費用として健康 管理システム改修委託料641千円を追加し、新型コロナワクチン接種券の 作成や接種券を送付するための投入投函業務を行うための予防接種券作 成業務の委託料1,094千円を追加し、特定財源につきましては、新型コロ ナワクチン接種体制確保事業補助金1,081千円を充当いたします。次に4 目病院費では、町立病院が行う感染症対策に対して、18節負担金補助及 び交付金に新型コロナウイルス感染症対策事業負担256千円を追加し、23 節投資及び出資金に病院事業会計医療機器整備事業出資金47千円を追加 いたします。続きまして、8ページをお開き願います。

6款1項3目の農業振興費では、強い農業づくり事業補助金及び農業振 興施設等整備事業補助金は、間接補助事業としてこの度事業が採択され、 事業主体の士幌町農業協同組合に補助するもので、併せて75,500千円を 追加し、特定財源として同補助金を全額充当するものでございます。8 款2項2目道路橋梁維持費13節は、除雪にかかる重機借上料として10.10 0千円を追加するものでございます。次に、10款教育費ではコロナ禍の中、 小中学校・士幌高等学校における新型コロナウイルス感染症対策並びに 冬期における学校教育活動を円滑に継続するための衛生資機材等の備え や教室内における三密対策として室内環境を整えるための機器等対策を 講ずるものであります。それでは、2項1目学校管理費では、小学校3 校に備える衛生資機材購入費用として、10節需用費に消耗品費3,000千円 を追加し、17節備品購入費では検温スクリーニング機器等施設備品購入 費1,800千円を追加し、特定財源につきましては、学校保健特別対策事業 補助金2,400千円を充当いたします。次に9ページに移りまして、10款3 項1目学校管理費では、小学校同様士幌町中央中学校でも10節需用費に 消耗品費1,000千円を追加し、17節備品購入費では施設備品購入費600千 円を追加し、特定財源として学校保健特別対策事業補助金800千円を充当 いたします。次に10款4項1目学校管理費では小中学校同様、北海道士 幌高等学校でも10節需用費に消耗品費1,600千円を追加し、17節備品購入 費では、施設備品購入費1,800千円を追加し、特定財源に学校保健特別対 策事業補助金1,200千円を充当したところでございます。次に歳入につい てご説明いたしますので、6ページをご覧願います。特定財源以外の一般財源ですが、上段の9款1項1目地方交付税において普通交付税15,433千円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。以上で説明を終わります。ご審議いただき、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番加藤議員。

3款1項1目のPCR検査助成の部分。事前に全協でも話があったが、当初予算で50人分の助成を、と記載があるが町内の医療機関・介護施設に関わる人たち関しては、いわゆるそれ以外の慢性疾患・基礎疾患、希望する町民以外を外してでも町側の姿勢として医療従事者・介護施設勤務者に対しては、1回はPCR検査を受けるような姿勢の方が正しいのではないかと私は思います。なぜなら、それによって今までの自分の予防対策が良かったという検証となる、かつ改めて衛生意識を高めるという意味でも1回でも従事者の方々は受けるべきだと思うのですが、町長どうお思いますか。

秋間議長

町長

小林町長

先ほど申し上げたとおり、国の要綱の中でやるという考え方なんですけど、PCR検査を受けたから全て安心だというわけではなく、その時安心だということで、全員受けるということがどうなのかと思うが、町としては国の要綱どおり申請があったものとしてであり、施設や医療関係者に少し感染防止対策をていくということは留意をしていきたいと考えております。

秋間議長

1番加藤議員

加藤議員

検査を受けられる方、本人とさらに入所されている方入院されている方の安心にも繋がると思うんです。そういうことで職員も1回は検査をしてクリアしていますよと言うことは安心の担保という考え方からいくと、国の指針で助成をするということはあくまでも助成金の話です。町側の姿勢としては、この時に併せて町側も職員に関しては検査をして、利用者の方への安心を担保しているという姿勢が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか町長。

秋間議長

副町長

髙木副町 長

介護施設等取り組みについては町の特養につきましては、施設独自の 感染対策としてPCR検査ではなく、抗原検査と言われているもの。いわゆ る簡易キットで検体をとって、その場で15分から20分くらいで判定が出 るものを購入させていただきまして、新規入所者あるいはショートの利 用者、そして職員におきましても発熱等の症状があって休んだと。熱が 下がって職場に復帰する際にそういった検査を行いつつ、感染予防に努 めていきたいと考えております。

秋間議長

1番加藤議員。

加藤議員

今のような姿勢が大事なのかなと思います。それが、当然利用者の方

々、町民の皆さんにも伝えることが、町で町立の病院も持っている、介護施設を持っているのに、アピールをしていないとね。あくまでも国の助成金が出たからといって検査するだけでは、もの足りなさがある。せっかく努力してやっている実態があるのであれば、大いにアピールしていかなければならないし、抗原検査もこれからもやっていくという姿勢も大事なことだと思いますので、その部分も併せて広報などでもいいので町民の方々には伝えていくべきだと私は思います。

秋間議長 小林町長 町長

加藤議員のおっしゃるとおり、病院や特老の中で感染防止をするというのは極めて重要だと認識しています。特に職員は、特老については副町長が申し上げた抗原検査等を行っているとのこと。さらに職員については、家族でも少し調子が悪い場合は、休ませるといういった措置を取るなど万全を期していきたいと思っています。施設における感染防止対策はよりリードしていきたいと思っております。

秋間議長 森本議員 その他ありませんか。10番森本議員。

今回のPCR検査の費用助成につきましては、65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療機関・介護施設等に勤務する方等、基準に基づいた対象者となっています。期間については2月1日から始まって、1カ月間の間ということになっておりますが、周知については、1月29日の役場だよりが町民の方に向けての初めての周知になろうかと思いますが、大方役場だよりについては、月の始めに各戸に届く事となります。遅い周知になってしまうと思いますので、ホームページまたは事業所等の周知については決定し次第、行っていただきたいと思いますし、多世帯で生活されている方については、若い世帯の方が役場だよりを読んで、なかなか高齢の方に伝わらないこともあろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健福祉課長

保健福祉課長藤村よりお答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、周知方法が役場だよりだと遅くなる可能性がありますので、新聞折り込み等で本会議可決決定いただければ、速やかに行いたいと思います。また、町のホームページも可決決定いただければ、速やかにホームページに掲載したいと考えております。十勝毎日新聞社等の協力をいただきながら、なるべく早く周知することで進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

秋間議長 大西議員

その他、ございませんか。3番大西議員。

歳入の方で新型コロナワクチンの接種の補助金があります。先ほどの 説明だと2月の補正で出すようですが、今ワクチンがいろいろ副作用が 出たり世界中でしていますよね。今、日本に入ってくるワクチンが検体 を多くやっていないものなので、本当に副作用がないことがはっきりし ていない。これみると6,000人ということは、町の職員全員ですよね。ということは、これは強制的に受けさせるのか、拒否はできるのか。

秋間議長

保健福祉課長。

藤村保健 福祉課長

保健福祉課長藤村よりお答えさせていただきます。あくまでも予防接種法の範囲でございますので、強制はございません。なるべく受けてくださいという勧奨で行う予定です。

秋間議長

3番大西議員

大西議員

今、副作用が出たら国が責任を負うという話があるが、町も副作用について、こういうこともありえるという条件を出して接種していかないといけないと思うので、ただ接種をやってくださいと言うと副作用が出て困ることになるので、国と違って町村の方が末端まで意見がとおるのでね、副作用が出なければ一番良いのだが、まだわからないので、そういうことを鑑みながら接種を行ってください。

秋間議長

その他ございませんか。1番加藤議員。

加藤議員

今のワクチンに関してなんですが、ワクチンの種類、ファイザー、アストロゼネカ、武田モデルナと3種類あります。わが町にくるものが何なのかということは事前に分かっているのか。それによって、2回目の注射の期間も変わってくるので明確に説明願う。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健福祉課長

保健福祉課長藤村よりお答えさせていただきます。今のところ、昨日 までの国の通知では、ファイザー社が来る予定です。

秋間議長

1番加藤議員

加藤議員

補正予算の中で報酬として会計年度任用職員1名分でこの方は接種に 関わる方だと思うのですが、実際の病院の医療体制の中でこのワクチン 接種に関わって人員の部分は1名の増員で賄っていけるのでしょうか。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健福祉課長

保健福祉課長藤村よりお答えさせていただきます。衛生費の方で予算計上している方は、接種券およびその後のデスクワーク等の事務費でございまして、今回の補正予算の分でございます。病院の方については、事務長の方からお答えいたします。

秋間議長

病院事務長

土屋事務長

国保病院事務長土屋よりお答えさせていただきます。現在、まだ内部で接種に関わる体制づくりを検討している最中ですので、なんとかうちの中でやりたいと思っているが、特に看護師の部分で状況によっては、厳しい状況になる可能性もありますので、今後理事者とも協議しながら必要に応じて、会計年度任用職員を募集するなり、その辺の対応は今後検討させていただきたい。

秋間議長

1番加藤議員

加藤議員

当然ワクチン接種なんで、インフルエンザの時もそうでしたけど、別 にブースを設けて行わなければならない。それと、人員の整理もしてい かなければならないと考えると、かなり人員も用意していかなければならないのが事実だなと思います。まだ時間がありますので、しっかりと検討してください。また町民への周知と混乱のないようにきっちり準備していただきたい。よろしくお願いいたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すること に決定されました。

日程第4、議案第2号、令和2年度士幌町国民健康保険事業、特別会計補正予算を議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健 福祉課長 秋間議長

保健福祉課長、藤村から議案第2号、令和2年度士幌町国民健康保険 事業、特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,025,763千円に改めようとするものでございます。歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

8款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料の100千円の追加は、前年度以前に遡っての資格喪失があったため還付金が発生した事によるものです。特定財源として、収支のバランスを図るため、前年度繰越金を同額充当するものでございます。4ページ、歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。3番大西議員。

大西議員

100千円だが、どういう間違いがあって環付金になるのですか。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健 福祉課長

保健福祉課長藤村よりお答えさせていただきます。誤りではなくて資格が国保と社会保険重複しておりました。あくまでも国保の方が社会保険と加入しているかどうか私共のシステムでは管理できませんので、医療費との関係で、年前に発覚しまして保険者である町民の方にお話をしまして、このあと返還するというものです。

秋間議長

3番大西議員

大西議員

ということは、あくまでも間違いではないよと。両方でなかなかわからないことだけど、結果的にわかったと。その辺が説明としては、わからないから取ってしまったのだけれども、後でわかって間違いだったの

4

だよと。一応、間違いでしょう。こういう事は、保険を両方入っている ということは、結構町民にあるのか。この人だけなのか。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健 福祉課長

保健福祉課長藤村からお答えさせていただきます。大西議員のおっしゃるとおり、先ほど言った内容は訂正させていただきます。あくまでも保険の加入が本人申請でございまして、本人が社会保険に加入したならば、国民健康保険に加入したので脱退しますという連絡がくるという流れになっています。当然、会社であれば、人事担当の職員が社会保険に入ったから、町に行って国保は切ってくださいという指示があるものと思われますが、本人等が受けていたか、もしくは会社の方の説明不足で重複していたということで、今年度福祉課長としてきてから、これをいれて2件ございました。度々あるものなのかは、データがないので後ほど調べて回答させていただきます。

秋間議長

3番大西議員

大西議員

間違いだったと認めているが、いずれにしてもこういうことが2件あったことで、これからもあると思われる。無くすためにどうするかということをやらないとそのたびに還付金を戻すと言うことにはならない。今、国保に入ったから社会保険に入ったからって、自分から申請するということを知らない町民はたくさんいるので、徹底的に町民に分かってもらう必要がある。何もしないで、間違いがありましただけでは済まない。

秋間議長

暫時休憩に入ります。

暫時休憩を解きます。町民課長。

藤内町民課長

町民課長藤内からお答えさせていただきます。うちの方で国保税の納付書を送るときのお知らせの中に一応その様なことも記載しておりますし、時期は覚えていないが、以前広報などを使って社会保険に入った場合は国保の保険証を返却し、切ってくださいという旨を周知したこともあったと思います。大西議員がおっしゃるとおり、見てない、知らなかったという方もいると思いますので、周知をこれよりももっと回数を増やすなり、窓口の方で国保に加入されている方で、社会保険に入られる方は、国保の資格を切ってくださいという一声添えて説明をしっかり行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

秋間議長

その他、ございませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

秋間議長

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

5

日程第5、議案第3号、令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計 補正予算を議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めま す。国保病院事務長。

土屋事務長

国保病院事務長土屋より、令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算第4号についてご説明を申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の予算額では、収入第1款病院事業収益を858,253千円を861,426千円に。1項医業収益399,558千円を400,658千円に。2項医業外収益458,695千円を460,768千円に改め、支出1款病院事業費用908,893千円を911,791千円に。1項医業費用を894,632千円を897,530千円に改めるものでございます。

続きまして、2ページの第3条資本的収入及び支出の予定額では、収 入1款資本的収入103,477千円を104,457千円に。1項一般会計出資金74, 086千円を74, 133千円に。 4 項国・道補助交付金4, 140千円を5, 073千円に 改め、支出1款資本的支出124,901千円を125,928千円に。1項建設改良 費55,325千円を56,352千円に改めるものであります。それでは、補正予 算説明書に基づき収益的支出から説明をさせていただきますので、5ペ ージをお開き願います。5ページ下段の支出1款1項2目材料費の2節 診療材料費、4節医療消耗備品費ならびに3目経費の4節消耗備品費に つきましては、8月の臨時町議会で可決決定いただきました新型コロナ ウイルス感染症関連予算の組み替えならびに、同じく新型コロナウイル ス感染症に関わる国の3次補正の追加で診療材料費で1,586千円、医療用 消耗備品費で210千円、3目経費4節消耗備品費で989千円をそれぞれ追 加するものでございます。3目経費3節消耗品費は、8月補正のコロナ ウイルス感染症関連予算の確定により、700千円を減額。13節の委託料で は、PCRの自主検査に関わる検査委託料825千円の追加とコロナウイルス 感染症の関連事業予算の確定により、12千円を減額。差し引き813千円を 追加するものでございます。続きまして収益的収入をご説明いたします ので、5ページ上段をご覧願います。1款1項4目その他医業収益につ きましては、2節医業相談収益でPCR自主検査に関わる検査収入として22 千円の50人分1,100千円を追加。2項医業外収益2目他会計負担金で新型 コロナウイルス感染症対策事業負担金として256千円を追加。6目国・道 補助金交付金については、国の3次補正分として1,817千円を追加するも のでございます。次に資本的収入及び支出を説明させていただきますの で、6ページをお開き願います。まず、6ページ下段の資本的支出1款 1節1目有形固定資産購入費では、コロナウイルス感染症の交付金、3 次補正分で感染対策関係の物品購入に1,027千円を追加するものでござい ます。次に6ページ上段の資本的収入1款1項1目一般会計出資金は新 型コロナウイルス感染症交付金の関連事業3次補正分、事業に関わる町 出資分として47千円を追加。4項1目国・道補助金交付金は、3次補正 分として933千円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。 よろしくご審議の上、可決決定いただけますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回士幌町議会臨時会を閉会します。

矢 野事務局長

野 議場内の皆様、ご起立願います。

秋間議長 ご苦労様でした。

(午前10時38分)